

公募型プロポーザル方式（簡易公募型）公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成24年7月24日

（契約担当者）

沖縄県農林水産部北部農林水産振興センター

所長 砂川 正幸

（選定要件書）

技術等提案書の提出を求める者の選定要件書

1．対象業務名：辺名地地区調査測量設計業務

2．対象業務の要件

項目	設定要件
参加資格及び業務実績等に関する要件	（1） 沖縄県の「測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に登録され、対象業務に対応する登録部門（農業土木部門）があること。 （2） 過去10年間に於いて農林水産部発注（農林土木関係事業に限る）の委託業務を1件以上で、且つ1件当たり1千万円以上の調査測量設計委託業務の実績を有すること。 （3） 技術士法に基づく技術士の資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。 上記技術者の資格は技術士（必ず1名以上は、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）又は総合技術監理部門（建設部門に限る））であること。 また担当技術者は技術士又は、農業土木技術管理士、RCCM取得者であること。
欠格要件	（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。 （2） 沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要綱（準用）に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を対象業務の技術提出書提出意思表示書の提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。 （3） 開札の日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

	(4) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。 (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに順ずる者として、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。 (6) 過去 3 ヶ年間（平成 2 1 ～ 23 年度）に県農林水産部農林土木管轄発注の委託業務において、委託業務成績評定点が 1 回以上 65 点に満たない成績であった場合不参加とする。
地域要件	・ 沖縄県本島内に本店又は本社を有すること。

技術等提案書の作成説明書

1 業務の概要

(1)業務の目的

本業務は、県営農地保全整備事業辺名地地区調査測量設計業務における、農地保全の実施に必要な、設計業務を行うものである。

(2)業務内容

- ・検討項目 :農地保全実施方針
- ・本業務において技術等提案を求めるテーマ
農地保全計画の実施方針
環境・景観に配慮した実施計画

(3)履行期間 履行期間:平成24年8月下旬～平成25年1月下旬(予定)

(4)業務実施上の条件

- 予定技術者に対する要件
 - ・技術者資格 :技術士 (選定要件書参照)
- 特記仕様書による

2 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1)技術等提案書作成上の基本事項

- ・プロポーザルは、具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・要請した事項以外の内容を含む技術等提案書については、無効とする場合がある。

(2)技術等提案書の作成方法

技術等提案書の様式は、様式4に示すとおりとする

(3)技術提案書の内容に関する留意事項

- ・業務実施体制
- ・予定技術者の経歴等
- ・予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績
- ・実施方針・実施フロー・工程表
- ・特定テーマに対する技術等提案
- ・参考見積
- ・その他

(4)業務量の目安

本業務の参考業務規模は、30,000,000円程度を想定している。
なお、公益法人等が選定された場合諸経費を調整するものとする。

(5)技術等提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(6)既存資料の閲覧

技術等提案書の作成にあたり以下の資料を閲覧することができる。

資料名 辺名地地区事業概要書

辺名地地区調査測量設計委託業務 過年度報告書

閲覧場所:沖縄県農林水産部北部農林水産振興センター 農業水産整備課

閲覧期間:技術等提案書提出要請書の送付の翌日から技術等提案書の提出期限の前日までの
毎日。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の
休日を除く、9時から17時まで

3 技術等提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1)技術等提案書提出意思表明書

提出方法

直接発注機関に提出するものとする

受付期間

平成24年7月30日から平成24年8月6日まで(県の休日を除く)の9時から17時まで
(最終日にあつては9時から15時まで)

(2)意思表明時の提出資料

提出方法

提出資料は、次の期間、次の受付場所に、書面で提出する。

受付期間

平成24年7月30日から平成24年8月6日まで(県の休日を除く)の9時から17時まで
(最終日にあつては9時から15時まで)

受付場所

北部農林水産振興センター 農業水産整備課農村漁港班

(沖縄県名護市大南1-13-11 4階)

電話番号0980-52-3766

(3)技術等提案書提出者の参加要件の確認

提出資料を審査し、技術等提案書提出者としての参加要件を確認し通知する。

本業務の技術等提案書を提出できるのは、技術等提案書提出選定通知を受けた者に限る。

技術等提案書の提出意思を表示するものが3社を超える場合は、技術提案書評価要領の技術者評価基準に示す評価項目の配置予定技術者について評価を行い、上位3社に技術等提案書提出選定を通知する。

配置予定技術者の評価は技術提案書評価要領、配点表を基準とし評価する。

(4)技術等提案書

提出方法 持参又は、郵送により提出するものとする

受付期間

平成24年 8月 8日から平成24年 8月 20日まで(県の休日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあつては9時から15時まで)。なお、郵送においても提出期間内必着とする

その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

4 公告の内容についての質問の受付け及び回答

(1)質問の受付け

文書(様式任意、ただし、規格はA4版により行うものとし、持参、又は電子メールのいずれかの方法で受付ける。ただし、電子メールの場合は、着信を確認すること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする

質問の受付担当課： 3の提出先に同じ。

質問の受付期間： 平成24年 8月 7日 から平成24年 8月 13日15時まで

(2)質問に対する回答

質問を受理した日から5日間以内に、質問のあった者に対しては直接書面または電子メールで回答する。

閲覧期間は、回答の翌日から技術等提案書の提出期限の前日までとする

5 技術等提案書を特定するための評価基準

(1) 技術等提案書の評価項目

・予定技術者(管理技術者、担当技術者及び照査技術者)の資格要件、専門技術力、専任性等

・実施方針・実施フロー・工程表等

・特定テーマに対する技術等提案 【注:業務内容により適宜設定する。】

(2) 評価は各評価項目における判断基準に基づき評価のウェイトを付ける。

- (3) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。

6 技術等提案書に関するヒアリング

- (1)実施場所：日時及び出席者

実施場所：沖縄県北部農林水産振興センター農業水産整備課

実施日時：平成24年 8月 21日 以降

ヒアリングの日は協議の上、決定する。

出席者：管理技術者又は担当技術者

なお、原則として指定されたもの以外の者の出席は認めない。

- (2)ヒアリング項目

管理技術者又は担当技術者の経歴について

管理技術者又は担当技術者の業務実績について

業務の実施方針、業務のフローチャート・工程計画及び特定テーマに対する

取り組み方法等について

- (3)ヒアリング時の追加資料は受理しない。

- (4)ヒアリングに出席しない場合受注意しないものとみなし、原則として特定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りでない。該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただしA4判とする。）にて提出すること。

7 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術等提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を電子入札システム（非特定通知書）により通知する。

- 2)上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を含まない)以内に、書面(様式は任意)により、非特定理由について説明を求めることができる。

- (3)上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面(様式第5「非特定理由説明回答書」)により行う

- (4)非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所の提出先に同じ。

受付時間9時～17時まで。

8 その他の留意事項

- (1)技術等提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

- (2)技術等提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術等提案書を無効とするとともに、虚偽

の記載をした者に対して、沖縄県農林水産部工事請負入札に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要綱(準用)に基づく指名停止を行うことがある。

(3)特定しなかった技術等提案書は原則として提出者に返却しない。また提出された技術等提案書は技術等提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術等提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得ることとする。

(4)技術等提案書提出後において、原則として技術等提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術等提案書に記載した予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。